



[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号に該当するもの	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エカトル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピントおよびケレダイン諸島、スーダン、スリナム、スロバキア、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)

[ 7の項 ]

[ 7の項 ]

輸出令別表第1項番 仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(17)～(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号～第21号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クアチマール、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ギニア、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、ラオス、レソト、リトアニア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、パチカ、ベトナム、ベネチア、イメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)

[ 9の項 ]

[ 9の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタカ、コートジボワール、クアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スウェーデン、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを経由する場合は、一般包括制度が適用不可。

( 旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。 )

[ 10の項 ]

[ 10の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、北ア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)又はロ(三)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第4号又は第5号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

[ 10の項 ]

[ 10の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号二、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アントラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア、旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)

[ 13の項 ]

[ 13の項 ]

輸出令別表第1項番 仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、 キプロス、 ルーマニア、 スロバキア	ロシア、 ウクライナ	ブラジル、 南アフリカ 共和国	ベラルーシ、 カザフスタン、 ラトビア、 スロベニア	別記地域	イラン、イラク、 北朝鮮、リ ビア	アフガニスタン	その他の 地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第19号までのいずれか(第11号口を除く。)に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クワチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キルギス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア、北マケドニア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウクライナ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)





[ 4の項 ]

[ 4の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第19号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号イ又はロに該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号に該当するもの	一般	一般	特定	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	一般	一般	一般	特定	一般	一般	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベトナム、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントピセントおよびクリステーション諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)

[ 7の項 ]

[ 7の項 ]

輸出令別表第1項番 仕向地	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号のいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ(二)に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号～第22号までのいずれかに該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーズ、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マダガスカル、マケドニア、モルドバ、モルチビア、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシパル、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ヴェネチア、イメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)



[ 10の項 ]

[ 10の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、ロシア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)又はロ(三)に該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ、ホ若しくはヘ、第4号又は第5号イに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ又はウに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

[ 10の項 ]

[ 10の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの		一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリヤ、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)

[ 13の項 ]

[ 13の項 ]

輸出令別表第1項番	仕向地	トルコ	アイスランド	ブルガリア、キプロス、ルーマニア、スロバキア	ロシア、ウクライナ	ブラジル、南アフリカ共和国	ベラルーシ、カザフスタン、ラトビア、スロベニア	別記地域	イラン、イラク、北朝鮮、リビア	アフガニスタン	その他の地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号口を除く。)に該当するもの	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	-	特定	一般
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号口に該当するもの	一般	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	-	特定	特定

別記地域：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルデビア、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モリタニア、モリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンセペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スリランカ、セントヘンセントおよびケレディーン諸島、スウェーデン、スリナム、スウェーデン、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ

ただし、イラン、イラク、リビア又は北朝鮮を経由する場合はいずれの包括制度も適用不可。なお、アフガニスタンを經由する場合は、一般包括制度が適用不可。

(旧取扱要領に基づき発行された第1種一般包括輸出許可の範囲は、表中「一般」と標記された欄。第2種一般包括輸出許可の範囲は表中「一般\*」と標記された欄。)